

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年4月16日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度デジタルオウンドメディア推進業務
- (2) 業務内容 別添「令和6年度デジタルオウンドメディア推進業務仕様書」のとおり
- (3) 契約限度額 3,419,999円（消費税及び地方消費税を含む）

2 契約期間

契約締結日から令和6年10月10日（木）まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

別添「令和6年度デジタルオウンドメディア推進業務企画提案実施要領」のとおり

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館4階 静岡県知事戦略局広聴広報課
電話番号 054-221-2233 FAX電話 054-254-4032
E-mail pr@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領及び仕様書の配布

ア 配布期間

令和6年4月16日（火）から令和6年4月26日（金）正午まで

イ 交付場所

静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

参加資格確認申請書、宣誓書、企画書、見積書

イ 提出期限

参加資格確認申請書、宣誓書 令和6年4月26日（金）正午必着 郵送又は持参

企画書、見積書 令和6年5月7日（火）16時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所

上記(1)に同じ（持参の場合、土曜日、日曜日祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和6年5月中旬

イ 場所 静岡県庁内会議室

ウ 内容 提案内容説明概ね15分、質疑応答15分

詳細は申込者に別途通知する。

7 その他

(1) 詳細は、企画提案募集要領及び仕様書による。

(2) 募集に係る説明会は開催しない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画書の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。

(5) 照会窓口は、静岡県知事戦略局広聴広報課（電話番号054-221-2233）とする。

(6) 参加表明書提出した者が4者を超えた場合、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から書面審査等により、「令和6年度デジタルオウンドメディア推進業務にかかる企画提案審査委員会」委員長が審査対象者として4者程度を選定することがある。